

こんにちは。

毎月お送りしている「人事労務レポート」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【目次】

1. 2015 年夏季賞与の見通し
2. 雇用保険給付金の申請期間延長
3. これってあり？まんが知って役立つ労働法Q&A

■社会保険労務士山口事務所：<http://www.ys-office.co.jp/>

1. 2015 年夏季賞与の見通し

民間シンクタンクが今夏の賞与支給額に関する見通しを公表しました。景気の回復や賃上げの動きもあって、一人当たりの平均支給額は日本総合研究所が前年比+2.3%の 379,000 円、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングが同+1.8%の 377,220 円と、ともに前年比プラスの予測となっています。

中小企業に関しては三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングの予測に、非製造業における中小企業の経常利益が減少見込みのため、一部ではボーナス支給を見送る企業もあると指摘されるなど、大企業と比較して小幅な伸びとなる見方も示されています。

日本総合研究所

<http://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/research/pdf/8111.pdf>

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

www.murc.jp/thinktank/economy/forecast/bonus/bonus_1504

2. 雇用保険給付金の申請期間延長

今年の 4 月 1 日より、雇用保険関係の給付金の支給申請期間が延長されました。

従来は、定められた支給申請期間内を過ぎると、天災等やむを得ない理由がある場

合でないと支給申請が行えませんでした。
(失念していた、申請期間を勘違いしていた、という理由で申請が遅れた場合は、受給できませんでした。)

今後は定められた一定期間の支給申請期間を過ぎても、時効となる2年の間に申請すれば、給付金を受給することができます。

主な給付金の支給申請が可能な期間は、

- ・育児休業給付金、高年齢雇用継続給付金→支給単位期間の末日の翌日から2年間
- ・再就職手当→就職した日の翌日から2年間

支給申請が可能な期間が延長となりましたが、申請が遅くなれば受給も遅くなりますので、早めに申請するようにしましょう。

なお、過去に申請期間を過ぎてしまい支給申請できなかった給付金も、それぞれの時効前であれば申請可能となります。

厚生労働省パンフレット

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000080285.pdf>

3. これってあり？まんが知って役立つ労働法Q&A

厚生労働省が就職を控えた学生などを対象に基本的な労働ルールについてまとめたハンドブックを作成しました。

内定・入社から退職、最近問題となっているマタハラなど、労働法の基礎についてマンガで解説しています。

学生向けのハンドブックですが、見方を変えれば会社が雇用管理で注意しなければならない点をまとめたものとも言えます。

普段よく目にする法律用語の資料とは一味違う作りとなっていますので、一度ご参照下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou/>

★代表山口が5月13日に労政時報カレッジで講演を行います。

「健康管理・残業代・パワハラに関する問題点の把握と実務対応」

http://www.rosei.jp/seminar/detail.php?item_no=4768

* 毎月 1 回、メールでも配信しています。メール配信をご希望の方は、下記の
連絡先までお気軽にご連絡ください。

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士山口事務所

執筆: 望月孝次、佐藤貴之

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-7-5 ヒロビル 2F

TEL: 03-5775-0762 FAX: 03-5775-0763

Homepage: <http://www.ys-office.co.jp>

Facebook: <http://www.facebook.com/ysoffice>
